

(裏)

租税特別措置法第70条の7第15項第3号又は第70条の7の2第16項第2号(第70条の7の4第12項において準用する場合を含みます。)に係る免除届出書を提出する場合には、対象非上場株式等の全てを贈与したときに限り、この明細書を提出してください。

- 1 「経営(贈与・相続)報告基準日」とは、
 - イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
 - ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7の2第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
 - ハ 「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7の4第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。
- 2 「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第17項第2号イに定めるものをいいます。
- 3 「経営承継者」とは、
 - イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。
 - ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7の2第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。
 - ハ 「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7の4第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。
- 4 「経営承継者と特別の関係がある者」とは、
 - イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7第1項)の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
 - ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7の2第1項)の適用を受けている方又は「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」(租税特別措置法第70条の7の4第1項)の適用を受けている方は租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。

(注1)「死亡等の日」とは、

- イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7第1項)の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8第37項の経営承継受贈者若しくは当該経営承継受贈者に係る租税特別措置法第70条の7第15項第2号の贈与者(非上場株式等の全部又は一部が同法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係るものである場合には、その贈与者又はその贈与前に非上場株式等について同号の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最初に同条第1項又は同法第70条の7の5第1項の規定の適用を受けていた者にその非上場株式等の贈与をした者をいいます。)が死亡した日又は当該経営承継受贈者が同法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。
- ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7の2第1項)又は「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7の4第1項)の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の2第43項(第40条の8の4第21項において準用する場合を含みます。)の経営承継相続人等若しくは経営相続承継受贈者が死亡した日又はこれらの者が租税特別措置法第70条の7の2第16項第2号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。

(注2)死亡等の日が経営(贈与・相続)承継期間の場合には、死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額(営業外収益及び特別利益以外のものに限り、^(※)以下同じです。)のみを①欄に記載し、死亡等の日が経営(贈与・相続)承継期間経過後の場合には、死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度以前3期分の各総収入金額を①から③の各欄に記載してください。

※ 平成26年12月31日以前に贈与又は相続(遺贈)により取得した非上場株式等について、納税猶予の特例の規定の適用を受けた方(所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)附則第86条第14項に規定する書類を提出し、租税特別措置法第70条の7、第70条の7の2又は第70条の7の4の一定の規定の適用を受けている方を除きます。)については、営業外収益及び特別利益を含む総収入金額を記載してください。

(注3)「特定資産の帳簿価額」とは、事業年度末における会社の貸借対照表に計上されている帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。

(注4)会社から支給された給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、最初の租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の時前及び最初の同法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始前に支給されたものを除きます。

(注5)「租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書又は第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第14項に定める事由が生じたことにより特定資産の保有割合が70%以上となった場合をいいます。

(注6)「租税特別措置法施行令第40条の8第22項ただし書又は第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第16項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入割合が75%以上となった場合をいいます。